

食品を取り扱う
中小小売店の
皆さまへ

補助率
10/10

賞味期限前食品の フードバンクへの寄贈に係る輸送費 を東京都が補助します！

東京都は、食品ロス対策の一環として、
賞味期限前であっても廃棄せざるを得ない食品を
フードバンクに**新規で寄贈する中小小売店**に対して、
輸送に係る費用を補助しています。



フードバンク寄贈促進事業



食品寄贈先のフードバンク候補については、右のQRコードからご確認いただけます。
<https://www.circulareconomy.metro.tokyo.lg.jp/subsidized-business/food-bank-donation/list-of-food-banks>



公益財団法人 東京都環境公社

東京サーキュラーエコノミー推進センター



東京都

フードバンク寄贈促進事業



賞味期限前であっても廃棄せざるを得ない食品を、
フードバンクに新規で寄贈する中小小売店に対し、輸送費の一部を補助します。

補助対象者	中小小売店 
補助対象経費	フードバンクへの食品輸送に要する費用 
補助要件	(1) 都内のフードバンクに 次の要件を満たす食品を寄贈することを 目的として輸送すること。 ア 都内にある補助対象事業者の店舗で 販売していたものであること。 イ 賞味期限前であること。 ウ 未開封で破損していないこと。 エ 常温保存の食品であること。 
補助金の額	補助対象経費の10分の10(1店舗ごと上限144千円) ※消費税及び地方消費税を除く。
申請受付期間	令和5年6月29日から令和6年3月29日まで

詳しくは

TOKYOサーキュラーエコノミーアクション
のホームページをご確認ください。



<https://www.circulareconomy.metro.tokyo.lg.jp/subsidized-business/food-bank-donation>

●お問合せ先



公益財団法人 東京都環境公社

東京サーキュラーエコノミー推進センター 行動変容支援チーム

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

☎03-6666-9243

受付時間

月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)
9:00～17:00(12:00～13:00を除く)

